

令和8年度

女性にやさしい職場環境整備事業費補助金

(2次募集用)

申請の手引き

【目的】

女性の視点に立って、社員が働きやすい職場に改善することにより、女性や若者が市内事業所を働く場として選択しやすくなる環境づくりのため、事業主が事業所施設内の整備を行った場合に、整備に要する経費の一部に対し、予算の範囲内で補助するもの

【対象者】

市内に事業所を有する中小企業者など

※個人事業主にあつては、家族等親族以外の者と期間の定めのない雇用契約を締結している者

【補助対象事業】

補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、職場の環境改善のための施設修繕及び新たに設置する施設整備事業とする

具体例：トイレ、更衣室、パウダールーム、空調設備など、職場の環境改善のための改修や新たな整備に要した費用

・・・次の経費は対象外・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- (1) 設計に要する費用
- (2) 補助対象事業の実施に伴い、補助対象者が自ら行う整備に要する費用
- (3) 補助対象事業以外の用途で使用する施設の整備費用
- (4) 工事を伴わない備品、消耗品等の購入費用
- (5) 公租公課費

※補助金交付申請書の提出時に、すでに事業着手されている場合は申請できません。

【補助要件】

- (1) 市内に住所を有する事業所の整備であること
- (2) 新たに雇用（正社員）を計画していること
- (3) 本事業に係る整備計画の立案に、女性の参画があること
- (4) 持続可能な開発目標(SDGs)の目標達成に向けた取り組みを行うこと
- (5) 年次有給休暇取得促進のための取り組みを行うこと
- (6) 国や県などから別の補助金の交付を受けていないこと

【補助金の額】

補助対象事業に要する経費の1/2以内

補助金上限 100万円 （1事業主1度の申請）

【申請書の受付開始日】

受付開始日：令和8年6月15日（月）

※ 予算の上限に達した時点で申請受付を終了します。

【申請方法】

郵送提出

- ・封筒の表面に「女性にやさしい職場環境整備事業費補助金申請書」と記載してください
- ・申請書類一式を封筒に入れて、切手を貼って投函してください
- ・郵送料は申請者の負担となります

【郵送先】

〒021-8501 一関市竹山町7-2
一関市役所 商工観光部商工振興課 宛

【申請に必要な書類】

1	補助金交付申請書		様式第1号
2	補助金要件に関する確認事項承諾書・同意書・誓約書		様式第2号
3	事業計画書		様式第3号
4	整備を行う事業施設を	➡ 自己所有している場合	所有権を確認できる書類
		➡ 借用している場合	同意書（様式第4号）と 賃借契約書写し
5	見積書（経費の明細が記載されたもの）の写し		
6	整備の実施箇所の施工前の写真		様式第5号
7	整備の実施箇所を記載した工事図面等		
8	事業所施設の位置図		
9	営業許可を要する業種にあたっては、法令等に基づく 営業許可証の写し（例）建設業許可通知、営業許可証など		
10	一関市税の納税証明書（税目「全ての市税」について、支給申請を行う日までに納税期限が到来した市税について未納がないこと。）または減免通知書の写し		直近3年分 (令和5年度、6年度、7年度分)

【申請書類の配置先】

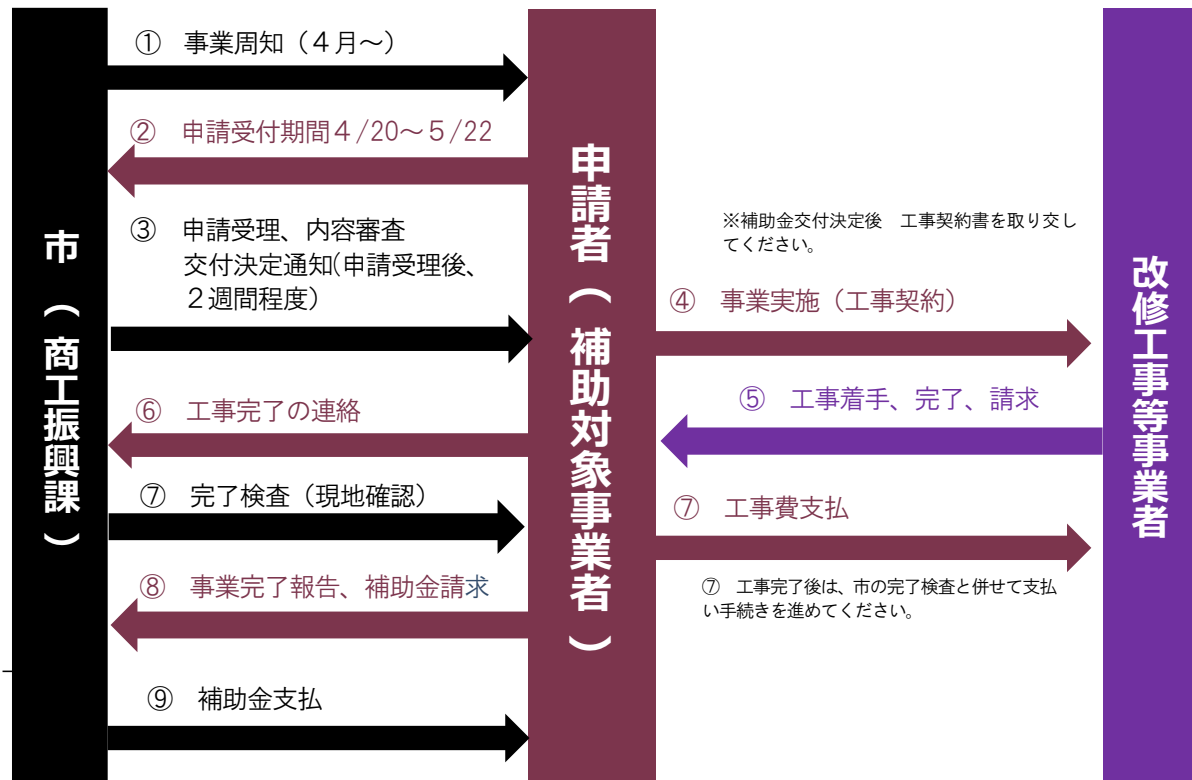
・一関市ホームページ

URL➡ <https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/>

【交付決定通知】

交付申請書の内容を審査し、不備がない場合、交付決定通知書とともに、補助金の請求書様式等をお送りします。

【補助金手続きの流れ】



※ 補助金請求（完了報告書）を提出後、書類等を確認し、不足書類がある場合は必要に応じて追加提出をお願いする場合があります。

不備がなければ検査が完了したことを連絡しますので、請求書に記入、押印の上、同封の返信用封筒に入れ、速やかに補助金請求願います。

請求書の受理後、2～3週間で振込みとなります。

【問い合わせ先】

〒021-8501 一関市竹山町7-2

一関市役所本庁5階 商工観光部商工振興課 TEL: 0191-21-8412（直通）

【申請に関するQ&A】

Q 1 : この補助金は、何回申請できますか。

A 1 : 1事業主あたり1回の申請となります。

(1回の申請で100万円の上限に達していない場合でも、申請は1回しかできません。)

Q 2 : 市内に支店が2店舗あり、2店舗とも工事を検討していますが、2店舗分を申請できますか。

A 2 : 申請者が同一人物の場合、100万円の上限内であれば2店舗分の申請が可能です。

Q 3 : 市内に支店や営業所等の事業所がありますが、本社が市外の場合、対象となりますか。

A 3 : 工事等を行う場所(支店や営業所等の事業所)が市内であれば対象となります。

※工事等を行う支店や営業所等の事業所で雇用計画があることが必要です。

Q 4 : 補助金交付決定前に工事を着手することはできますか？

A 4 : できません。必ず、交付決定を受けてから契約締結及び工事着手してください。

Q 5 : 中小企業者などとは、具体的に教えてください。

A 5 : 大企業を除く全ての事業者が対象となります。

Q 6 : 現在、女性の職員がいない職場でも補助金を活用することはできますか。

A 6 : 活用することはできますが、整備計画の立案に女性の参画が必須となります。

Q 7 : 年次有給休暇取得促進のための取組みとは具体的にどのような取組みですか。

A 7 : 例えば、全員が年間10日以上有給休暇取得を目指す(社内規則などで定める)など職員が年次有給休暇を取得しやすくするための取組みを記入してください。

Q 8 : 補助金で整備した施設の用途廃止はできますか。

A 8 : 整備した施設が、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定する耐用年数を経過していない場合は、市長の承認が必要となります。(一関市補助金交付規則第19条)

Q 9 : この補助事業は令和9年度もありますか。

A 9 : 令和9年度については未定です。

Q 10 : 仮設トイレのリース料は対象事業となりますか。

A 10 : リース料は対象外です。

Q 11 : 本補助金制度を知らずにトイレ等の施設整備事業を実施しましたが、補助金対象事業として認めてもらえませんか。

A 11 : 補助金交付決定前に着手した事業は対象となりません。

Q 12 : 水洗トイレの配管を下水道へ接続するための配管工事のみの場合は対象となりますか。

A 12 : 配管工事のみの場合は対象となりません。

Q 13 : 住宅兼事業所の場合でも事業の対象となりますか。

A 13 : 事業所施設として使用している箇所は対象となりますが、住宅と併用している箇所の改修等の工事は対象となりません。

Q 14 : 工事を行うにあたっては、工事施工に関する契約書を作成せず、口頭での依頼で構いませんか。

A 14 : 補助金請求時に当該契約書の写しが必要ですので、必ず契約書を取り交してください。

Q 15 : ボイラー設備が故障し更新を考えていますが、事業の対象となりますか。

A 15 : 単純な設備更新にかかる費用は対象となりません。

Q 16 : トイレ改修工事をする際、気を付けることはありますか。

A 16 : 下水道接続可能エリアで、未接続の場合は、下水道工事を合わせて実施していただくようお願いいたします。下水道整備状況については、市下水道課普及係（1階）で確認できます。

Q 17 : 申請時点で従業員がいなくても申請できますか。

A 17 : 従業員がいなければ、申請できません。なお申請前に家族等親族以外の者と期間の定めのない雇用契約を締結していれば申請できます。

Q 18 : 有限会社等で役員しかいない場合、申請できますか。

A 18 : 従業員がいなければ、申請できません。なお申請前に家族等親族以外の者と期間の定めのない雇用契約を締結していれば申請できます。